

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合する。

概要

1. 運営方針事項の決議及び法人運営の監督等を担う運営方針会議の設置

(1) 運営方針会議の権限【第21条の5、第21条の6、第21条の8関係】

- ① 運営方針会議を設置する国立大学法人において、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項（運営方針事項）については、運営方針会議の決議により決定する。
- ② 運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求することができる。
- ③ 運営方針会議は、学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

(2) 運営方針会議の組織等【第21条の4関係】

運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

(3) 運営方針会議を設置する国立大学法人【第21条の2、第21条の3、第21条の9関係】

- ① 理事が7人以上の国立大学法人のうち、収入及び支出の額、収容定員の総数、教職員の数を考慮して事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの（特定国立大学法人）は運営方針会議を設置することとする。
- ② 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができる（準特定国立大学法人）こととする。

2. 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- ① 国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置又は整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする。【第33条関係】
- ② 国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあっては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする。【第33条の4関係】

3. 国立大学法人の統廃合【別表第1関係】

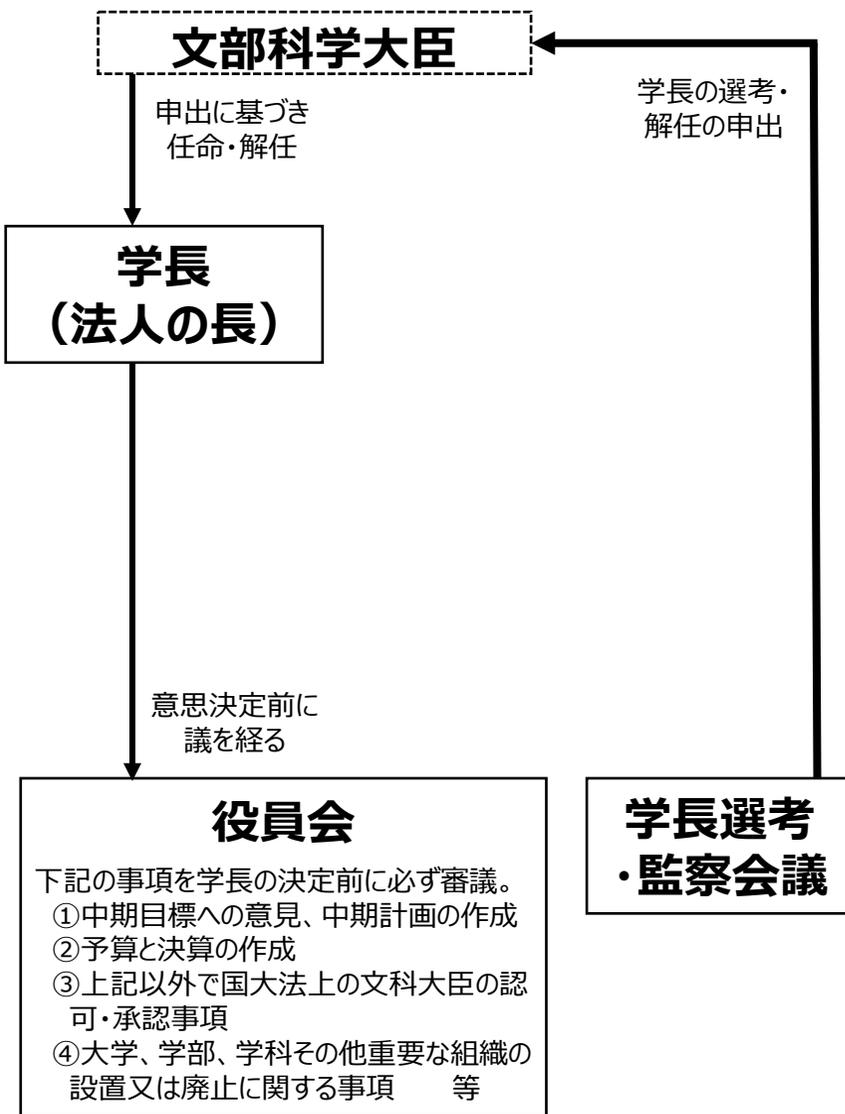
国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合して国立大学法人東京科学大学とする。

施行期日 **令和6年10月1日**（ただし、2. に係る規定は令和6年4月1日、3. のうち準備行為に係る規定は公布日）

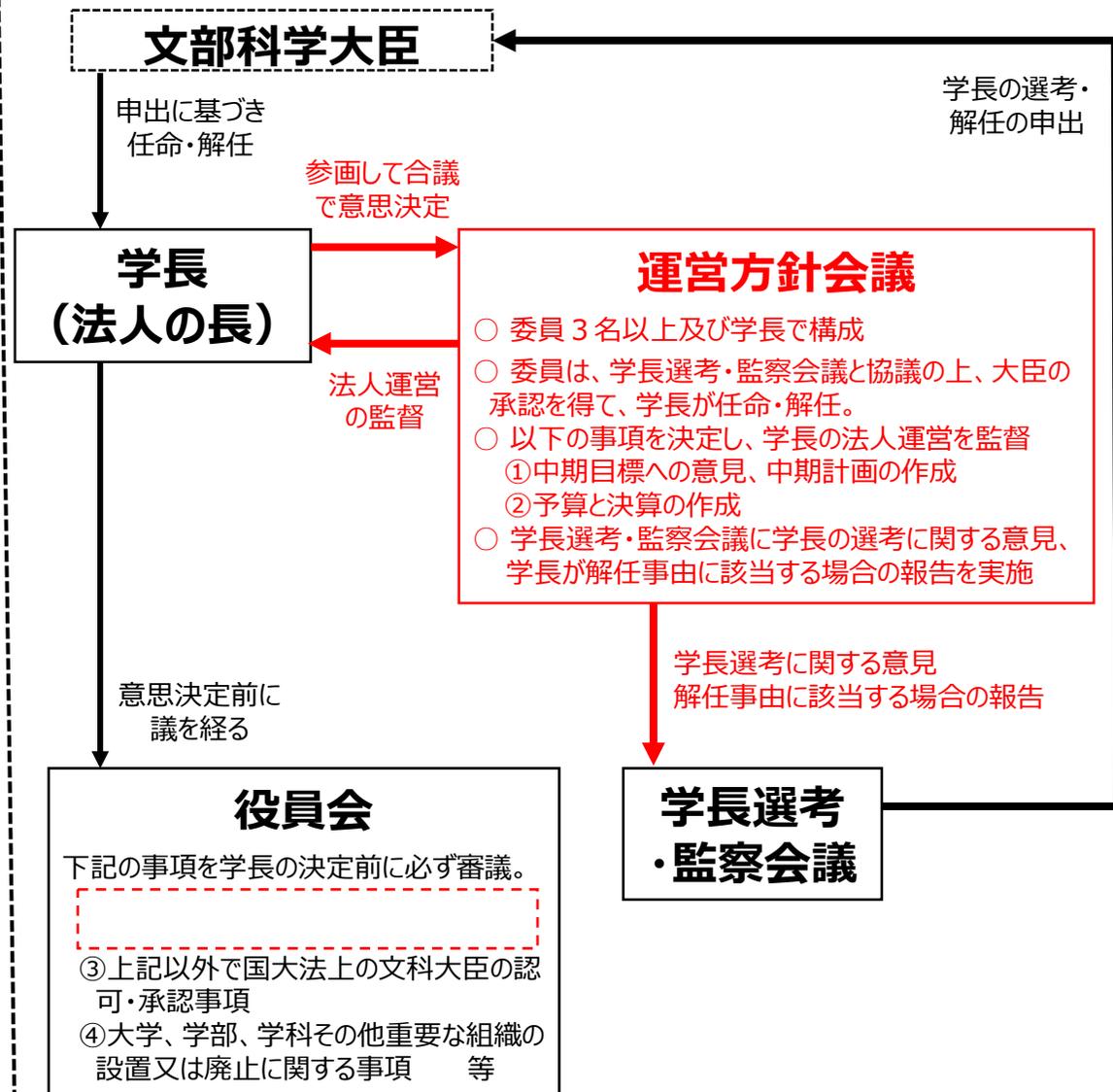
※その他、令和元年の改正の際に手当する必要があった別表第一及び別表第二について、所要の手当を行う。

国立大学法人の内部機関等の相互関係（運営方針会議の設置前後の比較）

設置前



設置後



国際卓越研究大学に求められる ガバナンス要件について

国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の方向性について

1. 経緯

- 法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保する等の観点から、運営方針会議の設置を規定した改正国立大学法人法が令和5年12月に成立（令和6年10月施行）。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる認定要件を明確化し、国際卓越法施行規則や基本方針について必要な改正を行うことが必要。

2. 国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる事項

- 国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。
- このため、国際卓越研究大学に対しては、執行に関する監督機能や大学の運営に関する重要事項の決定に権限を有する合議制の機関の設置を求めることとしており、その認定に際しては、合議制の機関*について以下の事項を確認することとする（施行規則または基本方針に明記）。

*国立大学においては国立大学法人の運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会または評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関

<合議制の機関の構成>

- ✓ 知識、能力、経験*をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。

*現行基本方針に示す大学の経営、法律、会計等の大学の運営に関連する重要事項に関するもの

- ✓ 申請大学が、構成員のスキル・マトリックスを開示し、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

- ✓ 大学の運営に関する重要事項の議決について、執行部から独立していること及び学内に対する客観性が十分に担保されていること。

*執行部関係構成員のみや学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み（例えば、特別多数決の導入、執行部以外や学外構成員による賛成を議決の要件とする、構成員の相当程度（例：半数以上）を学外構成員とする、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とする等）を構築することが求められる

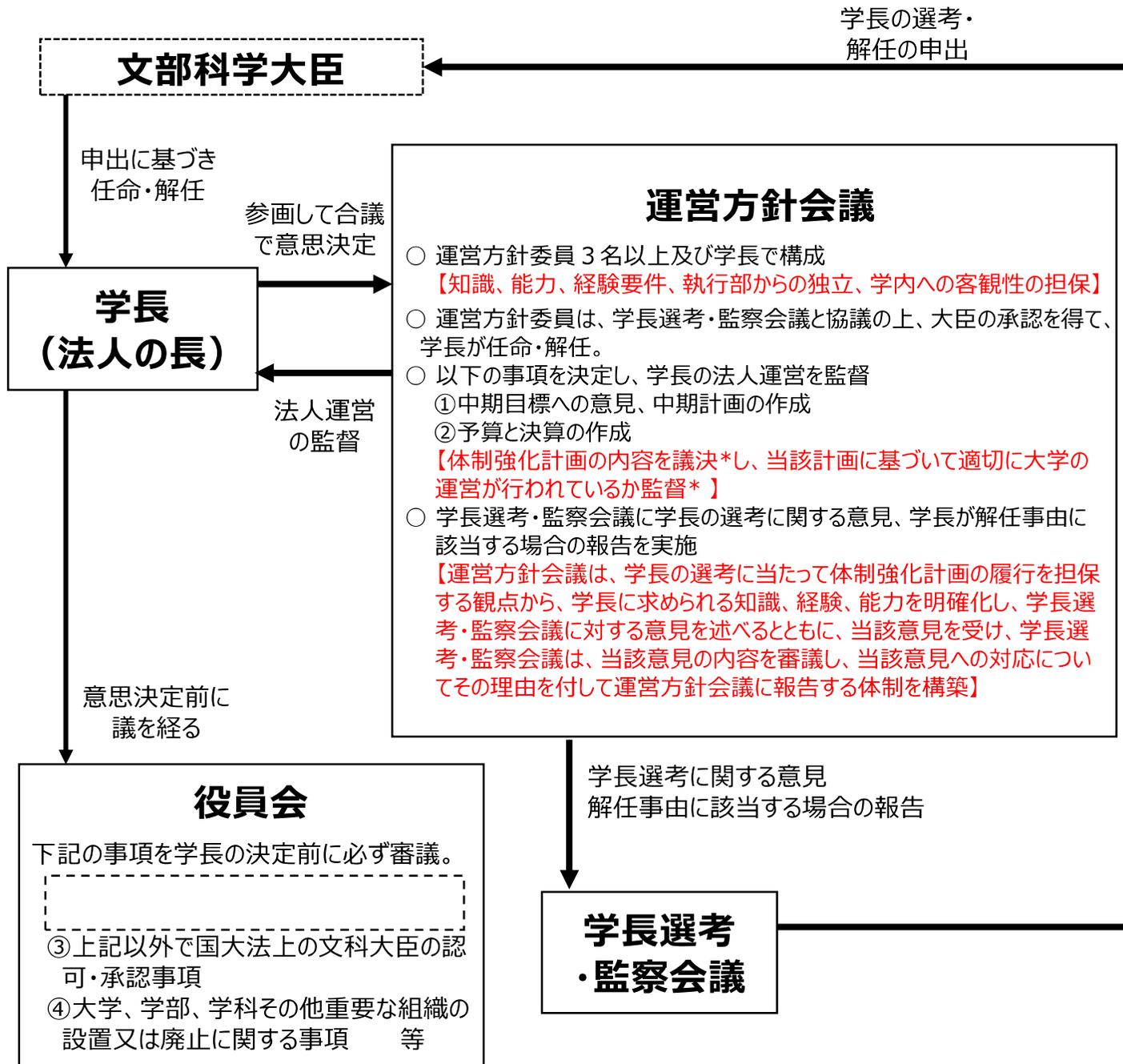
<合議制の機関の機能>

- ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画（体制強化計画）等の大学の運営に関する重要事項を議決し、議決した事項の履行状況を監督すること。

- ✓ 上記の役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保する上で法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、必要な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

国立大学が国際卓越研究大学となる場合に合議制の機関に求められる事項

※赤字は、改正国立大学法人法が規定する運営方針会議に係る事項に加えて、国際卓越研究大学の認定要件として合議制の機関（運営方針会議）に求められる事項を示す。



*改正国立大学法人法では、運営方針会議の決議により決定できる事項は法定の運営方針事項に限定されており、体制強化計画を含め運営方針事項以外は学長が決定することとなる。ただし、法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保するという運営方針会議の設置趣旨を踏まえれば、学長の決定に先立ち、学長が主体的に運営方針会議に対し、体制強化計画に関する議決を求めることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。監督権限についても、国立大学法人法上では運営方針事項に限定されているが、学長が主体的に報告し、求めに応じることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。

学長選考・監察会議に関わる事項

〈運営方針委員に関する事項〉

- ◆ 学長は、運営方針委員を任命／解任するにあたり、学長選考・監察会議と協議を行う。

【任命】

- ・ 運営方針委員は、第12条第6項に規定する者（※人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者）のうちから、**学長選考・監察会議との協議を経て**、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。（法人法第21条の4第2項）

【解任】

- ・ 前項において準用する第17条第2項の規定（※心身の故障、職務上の義務違反等による役員の解任）により学長が行う運営方針委員の解任は、**学長選考・監察会議との協議を経て**、文部科学大臣の承認を得た上で、行うものとする。（法人法第21条の4第6項）

- ◆ 運営方針委員の任期を規則で定めるにあたり、学長選考・監察会議の議を経る。

- ・ 運営方針委員の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、**学長選考・監察会議の議を経て**各特定国立大学法人の規則で定める期間とする。（法人法第21条の4第4項）

〈学長の選考・解任に関する事項〉

- ◆ 運営方針会議は、選考基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

- ・ 運営方針会議は、第12条第6項の基準（※学長選考・監察会議が定める選考基準）その他の学長の選考に関する事項について、**学長選考・監察会議に意見を述べる**ことができる。（法人法第21条の8第2項）

- ◆ 運営方針会議は、学長が解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、その旨を学長選考・監察会議に報告する。

- ・ 運営方針会議は、学長が第17条第2項又は第3項（※不適当な職務執行による役員の解任）に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を**学長選考・監察会議に報告しなければならない**。（法人法第21条の8第1項）

令和6年2月29日
総長裁定

運営方針会議検討タスクフォースの設置について

1 趣旨

このたび、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）が成立したことにより、本学に、中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務諸表、予算、事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に本学の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を設置することが義務付けられた。

上記の権限を有する運営方針会議の設置は、本学にとっては国立大学の法人化以来最も大きなガバナンス変革であると言える。そのため、構成員へ適切な情報共有を行い、丁寧な対話や意見交換を通じて全学的な合意を形成しつつ、本学にとって望ましい運営方針会議の組織及び運営等の在り方を学内の叡智を結集して検討するため、運営方針会議検討タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

2 任務

- (1) 運営方針会議の権限、組織及び運営に関する事項の検討
- (2) 運営方針委員の選考方針に関する事項の検討
- (3) (1) 及び (2) に係る事項に関する、関係する学内諸会議との連絡調整

3 検討体制

- (1) 座長は、総長とし、委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (イ) ガバナンス改革を担当する執行役・副学長
 - (ロ) 理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者
 - (ハ) 教育研究部局の長のうちから総長が指名する者
 - (ニ) その他本学の教職員のうちから総長が指名する者
- (2) 座長は、必要に応じ委員を追加し、又は上記2(1)及び(2)の検討に必要な者をオブザーバーとして参加させることができる。
- (3) タスクフォースに、専門的又は実務的な事項を検討するため、部会を置くことができる。部会長は、ガバナンス改革を担当する執行役・副学長とする。部会の運営及び構成に関し必要な事項は、部会長が定める。

4 その他

タスクフォースの事務は、本部関係各課の協力を得て、本部経営戦略課にて行う。